

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県職員の退職手当に関する条例の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		人事課		○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の正誤	
○ 岡山県庁用自動車管理規程の一部改正 【訓令】 （県例規集登載）		用度課		環境管理課	
○ 県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定の一部改正 【告示】 （以上県例規集登載）		循環型社会推進課		担当課（室）	
○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 （以上県例規集登載）		会計課			
○ 保安林の指定予定 急傾斜地崩壊危険区域の指定 〃		治山課 防災砂防課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公告】 〃		建築指導課			
○ 落札者等の決定 【正誤】 〃		警察本部会計課			

◎岡山県規則第五十二号

岡山県職員の退職手当に関する条例の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例の規定による意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第七条第二項中「、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他の事由により意見の聴取を行うことがでなくなったとき」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例の規定による意見の聴取の手續に関する規則第七条第二項の規定により行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県庁用自動車管理規程（昭和五十年岡山県訓令第十一号）の一部を次のとおり改正する。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第九条第一号中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年九月二十四日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十二号

平成二十六年岡山県告示第六百十八号（県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則第一号中「から」を「イ及びロ、第二号イからニまで並びに」に改め、「まで」を削り、本則第二号中「又はその塩」を「若しくはその塩又は。ペルフルオロオクタン酸若しくはその塩」に改め、本則に次の二号を加える。

- 三 廃プラスチック類又は金属くず（これらのうち廃タイヤに限る。）
- 四 廃石綿等

◎岡山県告示第三百九十三号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十五日

表中

岡山県知事 伊原 木 隆 太

を	
みずほ信託銀行株式会社	岡山支店における口座振替の方法に係る収納の事務に限る。
備前日生信用金庫	
備前日生信用金庫	

に改める。
附 則
この告示は、令和九年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町星原字山ノ谷六二から六五まで、六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ谷六二（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

児島小川2丁目地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標
柱一号と標柱二十二号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市児島小川二丁目 三二五七番

一号から十一号まで及
び二十号から二十二号
まで

〃	〃	〃	〃	三二五八番八	十二号及び十三号
〃	〃	〃	〃	三二五九番地先道路敷	十四号及び十五号
〃	〃	〃	小川三丁目	三二五九番	十六号及び十七号
〃	〃	〃	〃	三二五五番六	十八号及び十九号

◎岡山県告示第三百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

長保地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号と標柱三十七号、標柱三十七号から三十
九号まで及び標柱三十九号と標柱三号を順次結んだ線並びに標柱一号から三号までを
令和四年岡山県告示第五百十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた
区域

岡山県勝田郡奈義町皆木	二六三番一	一号及び三十七号
〃	二六〇番二	二号
〃	二六五番一	三号及び三十九号
〃	二二六番	三十八号

〔四二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七六番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区平井一二三四番地一 B―二〇五

水崎 幸弘

水崎めぐみ

三 許可年月日及び許可番号

令和八年六月十一日岡山県指令建指第六五号

令和8年9月15日 岡山県公報 第12837号

〔四三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二〇番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市老松町二丁目一二番一―一〇〇二号 サ―パス老松中央

青野 暁氣

青野 美織

三 許可年月日及び許可番号

令和八年六月二十五日岡山県指令建指第七七号

〔四三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和八年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

二 契約期間

令和八年九月三日から令和九年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警備部警備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年八月二十七日

五 落札者の名称及び所在地

エアロトヨタ株式会社岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目三番八号

六 落札金額

一二六、二三六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、四七六、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年七月七日

二				頁								
<table><tr><td>116</td><td>132</td><td>123.8</td><td>141</td></tr></table>				116	132	123.8	141	<table><tr><td>前一17</td><td>前一17, 63</td></tr></table>		前一17	前一17, 63	誤
116	132	123.8	141									
前一17	前一17, 63											
<table><tr><td>123.8</td><td>141</td><td>116</td><td>132</td></tr></table>				123.8	141	116	132	<table><tr><td>前一17, 63</td><td>前一17</td></tr></table>		前一17, 63	前一17	正
123.8	141	116	132									
前一17, 63	前一17											

〔一一〕令和八年八月二十八日付け公布岡山県告示第三百七十五号（特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請）に誤りがあった。